

島本町立第一中学校学校協議会委員公募要領

1、目的

島本町教育委員会が示す学校協議会の設置・運営の基本的な考え方の具体的事項である「委員構成」に基づき、本校の課題について幅広い視野から意見・提言が受けるため、学校協議会委員に公募方式を導入し、地域住民の学校に対する理解と信頼を深め、学校教育活動の改善に資することを目的とする。

1、定数

島本町立第一中学校学校協議会の公募による委員の定数は、2人以内とする。

2、応募資格

校区に在住する者で、本校の教育に対する理解と識見を有し、会長が召集する会議に出席可能なこと。また、授業参観や学校行事への参加が可能なこと。

3、応募方法

別紙用紙に住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先、応募の動機（本校の教育活動への提言や思いなど）を明記し、郵便又は持参により応募するものとする。

4、広報及び応募期間

(1) 広報

学校だより、ホームページ等で住民に対して周知を図るものとする。

(2) 募集期間

毎年4月11日から4月28日までとする。（土、日除く）

5、委員候補者の選考

(1) 選考の方法

「島本町立第一中学校学校協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を設置し、提出された用紙をもとに、面接により選考する。

(2) 選考委員会

選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

校長、教頭、PTA会長、PTA副会長、前年度協議会会長

なお、選考委員会に、委員長を1名おくこととする。

(3) 選考の実施

各選考委員が次の基準により評価し、選考委員会の合議により、委員候補者を選考する。なお、応募者多数で同等の基準の時は、公開抽選とすることができる。なお、選考の結果、定数に満たない場合でも選任者なしとすることができる。

①創造性（学校教育活動に対する、新鮮さ、創造性などの思いが感じられる。）

②積極性（学校を支援する立場から積極性が感じられる。）

③公平性（個人的、かつ要望にのみ偏りがいないか。）

④地域性（校区の特性を十分に考慮しているか。）

6、選考結果の通知

選考委員会の選考後、速やかに全応募者に対し、選考結果を通知する。

<別紙用紙>

島本町立第一中学校学校協議会委員・応募用紙

平成 年 月 日

フリ 氏 名		年齢		性別		職業	
住 所	TEL (—)						
応募の動機 (本校の教育活動への提言や思いなど)							